## 農業振興地域整備計画の変更計画について (概要)

## ○制度の概要

農業振興地域整備計画は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定した農業振興地域内において、農用地利用計画等について定めた計画です。白馬村の場合は昭和46年度に長野県が指定した農業振興地域の区域内において、昭和47年度に白馬村が定めています。

農業振興地域農用地区域は、上記の農用地利用計画において、今後農業上の利用を確保すべき土地の区域として設定された地域のことです。白馬村では、平地部のほぼ全体が農業振興地域に指定されており、その中で神城地区では主に、ほ場整備区域内の農地、北城地区ではまとまりのある農地及び現在ほ場整備が進められている農地が農用地区域に指定されています(いわゆる農振農用地)。

この農用地区域を変更するためには、農業振興地域整備計画を変更しなければならず、次の事由により変更の必要が生じたときに行なうものとされています。

- ①農業振興地域整備基本方針の変更
- ②農業振興地域の区域の変更
- ③基礎調査の結果
- ④経済事情の変動その他の情勢の推移

## ○農業振興地域整備計画の変更計画

5年ごとに行うこととされている「②基礎調査」に基づき変更するものが、いわゆる「総合見直し」と呼ばれるものです。その都度変更する場合は「④経済事情の変動その他の情勢の推移」に該当し、「随時見直し」と言われています。

近年、白馬村では以下のように計画変更を行なっております。

(単位: ha)

| 公告年          | 見直し前      | 編入   | 除外   | 見直し後      |
|--------------|-----------|------|------|-----------|
| 平成25年(総合見直し) | 1,003.8   | 48.8 | 49.8 | 1,002.8   |
| 平成28年(随時見直し) | 1,002.8   | 0    | 0. 1 | 1, 002. 7 |
| 平成30年(随時見直し) | 1, 002. 7 | 0    | 0. 2 | 1, 002. 5 |
| 令和2年(随時見直し)  | 1, 002. 5 | 0    | 0. 1 | 1,002.4   |
| 令和3年(随時見直し)  | 1,002.4   | 0    | 0.4  | 1,002.0   |
| 令和4年(随時見直し)  | 1,002.0   | 0    | 0.6  | 1,001.4   |

今後の計画変更(総合見直し)予定

- ・ 令和7年~9年 ほ場整備事業北城南部を中心とした計画変更
- ・令和12年~14年 ほ場整備事業北城北部を中心とした計画変更 ※上記以外は必要に応じて随時見直しを行う。